

管理施設使用契約書

大庄土地改良区理事長（以下「甲」という。）と使用者（以下「乙」という。）とは、甲が管理する施設を他の用途に使用するにあたり、大庄土地改良区他目的使用規程（以下「規程」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

第1条 施設の使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

ただし、使用期間満了の1か月前までに継続使用申請書の提出がない場合は、契約期間を延長しないものとする。

第2条 乙は施設の使用料として毎年 円を甲の発行する納付書により甲に納付する。

第3条 甲は事業運営上支障が生じた場合、または生ずるおそれのある場合は、承認の取り消し、位置、その他条件の変更、若しくは使用の一時停止を命ずることができる。この場合乙は甲の指示により工作物の撤去、移設、または改造等に応ずるものとし、その費用は乙の負担とする。

第4条 乙は甲の承認を受けて使用する場合、その使用施設の周囲、または上下流に被害を与えることが無いように十分に配慮するとともに、甲の管理施設本来の機能が維持、または向上するように使用承認場所とその影響範囲の清掃を乙の責任において随時実施する。

第5条 乙が甲の管理する施設を使用することにより、管理施設並びに農作物その他に被害を与えた場合は、甲の査定した損害を弁償するものとする。

第6条 乙は甲の定めた規定を遵守する。

第7条 甲は必要に応じて管理施設の使用状況について立入検査及び調査することができる。

2 前項の立入検査、及び調査に際しては、乙はこれを拒むことは出来ない。

第8条 甲は乙が規程、及び本契約に違反したときは、本契約を解除するなど必要な措置をとることが出来る。

第9条 本契約に定めのない事項、または本契約に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作製し、甲、乙、記名押印して、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大庄土地改良区
理事長 細田秀直 ㊞

乙 住所
氏名